

狭山市工事成績評定要領

市長 決 裁

制定 平成 23 年 5 月 16 日

改正 平成 26 年 3 月 20 日

改正 平成 29 年 3 月 10 日

改正 令和 6 年 1 月 29 日

(目的)

第 1 条 この要領は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成 17 年法律第 18 号) 第 7 条の規定に基づき、狭山市が発注する建設工事(以下「工事」という。)の成績評定(以下「評定」という。)に関し必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第 2 条 評定の対象は、請負代金の額が 500 万円以上の工事とする。ただし、別表に示す工事については、評定を省略することができる。

(評定の内容)

第 3 条 評定は、工事の施工状況、目的物の品質等を評価するものとする。

(評定者)

第 4 条 第 3 条の評定を行う者(以下「評定者」という。)は監督員及び総括監督員並びに工事検査員とする。

(評定方法)

第 5 条 評定は、監督又は検査で確認した事項に基づき、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定の結果は、工事成績採点表(様式第 1 号)及び細目別評定点採点表(様式第 2 号)(以下「採点表」という。)に記録するものとする。ただし、工事の評定者となる監督員が 2 人以上ある場合においては、それらの者が

協議のうえ評定を行うものとする。

- 3 評定は、別に定める考査項目別運用表（以下運用表という。）に基づき行うものとし、運用表中の項目のうち、請負代金の額が500万円以上 5,000万円未満のときは下線付きを対象項目とし、請負代金額5,000万円以上の工事は、下線に関係なく全項目を対象とするものとする。また、監督員及び総括監督員は、下請け契約を締結する全ての場合において施工体制の確認を行い、その結果を評定に反映するものとする。
- 4 受注者は、工事における「高度技術」、「創意工夫」、「社会性等」に関して、工事完成通知書に添えて実施状況報告書（様式第3号）を提出することができる。この場合において、評定者は第2項の評定の結果に反映させるものとする。

（評定の時期）

第6条 監督員及び総括監督員は工事が完成したとき、工事検査員は既済部分検査又は完成検査を実施したときに、それぞれ評定を行なうことを原則とする。

（評定結果の報告）

第7条 総務部長は、工事検査結果報告書（狭山市工事検査規則第11条第1項）に採点表を添えて市長に報告し、その写しを工事主管部長に送付する。

- 2 工事検査結果報告書及び採点表は、契約検査課で保管する。

（評定結果の通知）

第8条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、当該報告に係る評定の結果を工事成績評定結果通知書（様式第4号）により当該工事の受注者に通知するものとする。

- 2 前項の通知に係る事務は、工事主管課において行うものとする。

(説明請求)

第9条 前条の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、工事成績評定結果に関する説明請求書(様式第5号)により、市長に対して評定の結果について説明を求めることができる。

- 2 市長は、前項による説明を求められたときは、当該受注者に対して工事成績評定に関する説明書(様式第6号)により回答するものとする。
- 3 市長は、前項の回答をするにあたり、別に定める工事成績評定審査委員会の審査を経るものとする。
- 4 第1項の收受並びに前項に係る事務は、工事主管課において行うものとする。

(評定の修正)

第10条 市長は、前条第3項により審査した結果、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、評定を修正し、工事成績評定結果修正通知書(様式第7号)により受注者へ通知するものとする。この場合において、前条第2項の規定は、適用しない。

- 2 前項の通知をしたときは、その写しを遅滞なく契約検査課に送付するものとする。
- 3 前2項に係る事務は、工事主管課において行うものとする。

(評定結果の公表)

第11条 市長は、第8条及び前条の規定による通知をしたときは、遅滞なく工事成績評定結果表(様式第8号)により公表するものとする。

- 2 公表は、自由閲覧方式とし、閲覧者の氏名等の記載は要しないものとする。
- 3 閲覧場所は、契約検査課とし、公表に係る事務は契約検査課において行

うものとする。

- 4 閲覧期間は、完成検査日の属する年度とその翌年度とする。
- 5 閲覧に供した資料の内容に関する問い合わせには応じないものとする。
- 6 様式第8号の保存期間は3年とする。

(委託公営企業に係る取り扱い)

第12条 公営企業に係る工事については、この要領を準用する。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、評定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成24年 4月 1日から適用する。
- 2 この要領は、平成26年 4月 1日から適用する。
- 3 この要領は、平成29年 4月 1日から適用する。
- 4 この要領は、令和 6年 4月 1日から適用する。

別表 評定を省略することができる工事

- | | |
|---|--|
| 1 | 主たる工事内容が出来形管理基準において規格値の定めがない工種で構成されているもの |
| 2 | 主たる工事内容が照明灯、道路反射鏡、情報板、防護柵、転落防止柵、標識、標柱、区画線、整地工事のいずれかに該当する工事 |
| 3 | 主たる工事が、都市ガス工事、設備機器分解修理のいずれかに該当する工事 |
| 4 | 単価契約工事 |
| 5 | その他発注者が認めた工事 |

様式第 1 号 (第 5 条関係)

工事成績採点表 (5 段階)

工 事 成 績 採 点 表 (完成・既済)

様式第1号

課・事務所

工 事 名												契約金額 (最終)		円		完成年月日		年 月 日								
受 注 者 名												工 期		年 月 日 ~ 年 月 日		検 査 日		年 月 日								
考 査 項 目		監 督 員					総 括 監 督 員					工事検査員(第 回既済)					工事検査員(第 回既済)					工事検査員 (完 成)				
		氏名					氏名					氏名					氏名					氏名				
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般		+1.5	0	-5.0	-10																				
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																				
2. 施工状況	I. 施工管理		+1.5	0	-5.0	-10						+5	+2.5	0	-7.5	-15	+5	+2.5	0	-7.5	-15	+5	+2.5	0	-7.5	-15
	II. 工程管理	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10	+10	+5	0	-7.5	-15															
	III. 安全対策	+2.0	+1.0	0	-5.0	-10	+15	+7.5	0	-7.5	-15															
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-10																				
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	+2.0	+1.0	0	-2.5	-10						+10	+5	0	-10	-20	+10	+5	0	-10	-20	+10	+5	0	-10	-20
	II. 品 質	+2.0	+1.0	0	-2.5	-10						+15	+7.5	0	-12.5	-25	+15	+7.5	0	-12.5	-25	+15	+7.5	0	-12.5	-25
	III. 出来ばえ											+5	+2.5	0	-5		+5	+2.5	0	-5		+5	+2.5	0	-5	
4. 高度技術	I. 高度技術力 ※2		(13)	0																						
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※2		(7)	0																						
6. 社会性等	I. 地域への貢献等 ※3						+10	+5	0																	
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		点					点					点					点									
評定点 (6.5点±加減点合計) ※1		① 点					② 点					③ 点					④ 点									
7. 評定点計		点 $\frac{\text{○既済部分(中間)検査があった場合: } (\text{①} \times 0.4 + \text{②} \times 0.2 + \text{③} \times 0.2 + \text{④} \times 0.2)}{\text{○既済部分(中間)検査がなかった場合: } (\text{①} \times 0.4 + \text{②} \times 0.2 + \text{④} \times 0.4)}$ = 評定点計 ※但し、③(既済、中間)が2回以上の場合は平均値																								
8. 法令遵守等 ※6							点																			
9. 評定点合計 ※7		点 ○7. 評定点計 - 8. 法令遵守等																								
所 見 ※4		【監督員】										【総括監督員】										【検査員】				

- ※1 1～3の評定(6.5点±加減点合計) + 4, 5, 6の評定 = 評定点
- ※2 高度技術及び創意工夫の評定は工事全般を通して、特に優れた技術等を評価する項目とする。そのため、キーワードと評定内容を記述方式とし、加点評価のみとする。評価にあたっては、担当課内での合議を原則とする。
- ※3 社会性等の評価では地域への観点から、加点評価のみとする。また、法令遵守等は、減点評価のみとする。
- ※4 所見は必ず記載する。
- ※5 各検査項目毎の採点は、監督員は別紙1-①～別紙1-⑤、総括監督員は別紙2-①～別紙2-②、検査員は別紙3-①～別紙3-③によるものとし、検査員の評価に先立ち、監督員・総括監督員が記入する。
- ※6 法令遵守等の評価は、総括監督員が行う。
- ※7 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

様式第 2 号 (第 5 条関係)

細目別評定点採点表 (5 段階)

細目別評定点採点表

様式第2号

項目	細別	①監督員	②総括監督員	③検査員（第 回出来高）	③検査員（第 回出来高）	④検査員（完成）	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	I. 施工体制一般	*0.4+2.6= 点					3.2点	
	II. 配置技術者	*0.4+2.6= 点					3.8点	
2. 施工状況	I. 施工管理	*0.4+2.6= 点		*0.4+6.5= 点	*0.4+6.5= 点	*0.4+6.5= 点	11.7点	
	II. 工程管理	*0.4+2.6= 点	*0.2+4.3= 点				9.3点	
	III. 安全対策	*0.4+2.6= 点	*0.2+4.3= 点				10.7点	
	IV. 対外関係	*0.4+2.6= 点					3.4点	
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	*0.4+2.6= 点		*0.4+6.5= 点	*0.4+6.5= 点	*0.4+6.5= 点	13.9点	
	II. 品質	*0.4+2.6= 点		*0.4+6.5= 点	*0.4+6.5= 点	*0.4+6.5= 点	15.9点	
	III. 出来ばえ			*0.4+6.5= 点	*0.4+6.5= 点	*0.4+6.5= 点	8.5点	
4. 高度技術	I. 高度技術力	*0.4+2.6= 点					7.8点	
5. 創意工夫	I. 創意工夫	*0.4+2.6= 点					5.4点	
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		*0.2+4.4= 点				6.4点	
8. 法令遵守等			*1.0= 点					
評定点合計							100点	
<p>※1 既済部分（中間）検査があった場合 (①+②+③*0.5+④*0.5) =細目別評定点（既済、中間が2回以上の場合は③を平均する） 既済部分（中間）検査がなかった場合 (①+②+④) =細目別評定点</p> <p>※2 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。</p> <p>※3 法令遵守等の評価は、完成検査時に一括入力する。</p>								

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

（宛先）狭山市長

受注者 商号又は名称
代表者氏名

実施状況報告書

下記工事の高度技術、創意工夫、社会性等について報告します。

記

工 事 名	
工事場所	狭山市
工 期	年 月 日～ 年 月 日
請負代金額	金 円
工事における高度技術、創意工夫、社会性等に関する実施状況	

様

狭山市長

号
日
⑩

工事成績評定結果通知書

下記工事の成績評定結果を狭山市工事成績評定要領第8条第1項の規定により通知します。なお、この結果に疑問がある場合は、この通知を受けた日から起算して14日以内に書面で説明を求めることができます。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所 狭山市
- 3 工 期 年 月 日～ 年 月 日
- 4 請 負 代 金 額 金 円
- 5 工事成績評定結果

項 目	細 別	評定点／満点
1 施工体制	(1) 施工体制一般	／ 3.2 点
	(2) 配置技術者	／ 3.8 点
2 施工状況	(1) 施工管理	／11.7 点
	(2) 工程管理	／ 9.3 点
	(3) 安全対策	／10.7 点
	(4) 対外関係	／ 3.4 点
3 出来形及び出来ばえ	(1) 出来形	／13.9 点
	(2) 品質	／15.9 点
	(3) 出来ばえ	／ 8.5 点
4 高度技術	(1) 高度技術力	／ 7.8 点
5 創意工夫	(1) 創意工夫	／ 5.4 点
6 社会性等	(1) 地域への貢献度	／ 6.4 点
7 法令順守等	(減点のみ)	－ 点
評定点計		／100 点

様式第 5 号（第 9 条関係）

年 月 日

（宛先）狭山市長

受注者 商号又は名称
代表者氏名

工事成績評定結果に関する説明請求書

下記の工事の成績評定結果について、疑問があるので説明を請求します。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所
- 3 評定に疑問のある項目、細目

- 4 説明を請求する理由

様式第 6 号（第 9 条関係）

第 年 月 日 号

様

狭山市長

㊟

工事成績評定に関する説明書

年 月 日付で貴社から説明を求められました評定内容について、狭山市工事成績評定要領第 9 条第 2 項の規定により、下記のとおり回答します。

記

- 1 工 事 名
- 2 疑問に対する回答
- 3 完成検査年月日 年 月 日
- 4 問い合わせ先

様

狭山市長

⑩

工事成績評定結果修正通知書

下記の工事成績評定結果について、修正を行ったので、狭山市工事成績評定要領第10条第1項の規定により通知します。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所 狭山市
- 3 工期 年 月 日～ 年 月 日
- 4 請負代金額 金 円
- 5 工事成績評定結果

項 目	細 別	評定点／満点
1 施 工 体 制	(1) 施工体制一般	／ 3.2 点
	(2) 配置技術者	／ 3.8 点
2 施 工 状 況	(1) 施工管理	／ 11.7 点
	(2) 工程管理	／ 9.3 点
	(3) 安全対策	／ 10.7 点
	(4) 対外関係	／ 3.4 点
3 出来形及び出来ばえ	(1) 出来形	／ 13.9 点
	(2) 品質	／ 15.9 点
	(3) 出来ばえ	／ 8.5 点
4 高 度 技 術	(1) 高度技術力	／ 7.8 点
5 創 意 工 夫	(1) 創意工夫	／ 5.4 点
6 社 会 性 等	(1) 地域への貢献度	／ 6.4 点
7 法 令 順 守 等	(減点のみ)	— 点
評 定 点 計		／ 100 点

様式第 8 号 (第 1 1 条関係)

工事成績評定結果表

工 事 名	
工 事 場 所	狭山市
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
請 負 代 金 額	金 円
受 注 者 名	
完成検査年月日	年 月 日
工 事 主 管 課	
評 定 点	